

堺市自治連合協議会 2 月定例会

1. 依頼案件

(1) 第 48 回堺市民オリンピックの報告及び第 49 回大会の開催並びにアンケート調査の実施について【令和 5 年 5 月号掲載予定】 (スポーツ部)

皆様のご協力のおかげをもちまして第 48 回市民オリンピックを 3 年ぶりに開催することができましたことに厚く御礼申し上げます。このたび、報告書を取りまとめましたので、第 48 回大会について、ご報告させていただきます。

なお、令和 5 年度第 49 回大会については、令和 5 年 10 月 9 日(月・祝)スポーツの日に開催いたします。開催方針については、校区対抗の競技大会として実施する方向で調整してまいります。開催内容の詳細については決定次第、改めてご報告いたします。

また、堺市民オリンピックは 2 年後に 50 回の節目を迎えます。

第 50 回記念大会の開催に向け準備を進めてまいりますが、第 1 回大会から半世紀を迎え、これまで大会を支えていただいております地域の実情も変化し、ニーズも多様化してきております。

そこで、第 51 回大会以降については、改めて大会に対するご意見・ご要望などをお伺いした上で、大会のよりよい在り方を検討してまいりたいと考えています。

つきましては、アンケート調査を令和 5 年 2 月 7 日～14 日開催の堺市スポーツ推進委員各校区会議にて、各校区スポーツ推進委員へ依頼させていただきます。

問合せ・・・スポーツ推進課 TEL228-7437

(2) 令和 5 年度肺がん・結核検診の協力について (健康部・保健所)

例年小学校などで実施しています肺がん・結核検診を本年も巡回実施してまいります。つきましては案内リーフレットの回覧についてご協力をよろしく願いいたします。

なお、回覧に際しましては、事前に保健センターから会場のある校区自治会様に案内リーフレットの配布方法についてご連絡を差し上げます。

<保健センターや地区会場で実施している肺がん・結核検診について>

*感染防止対策として予約制で実施する場合があります。

◇対象者

受診時の年齢が満 40 歳以上の方

◇実施場所

保健センターや地区会場(学校・地域会館など)

◇検診内容

問診・胸部X線撮影

たんの検査

*たんの検査は 50 歳以上で喫煙指数(タバコ1日本数×喫煙年数)が 600 以上の希望者のみ受診できます。

自己負担金

胸部 X 線検査:無料

たんの検査 :400 円

*令和 5 年度も自己負担金無償化を検討中

(3) 公園愛護活動団体等および代表者並びに運営委員の推薦について (公園緑地部)

2年間にわたってご尽力を賜りました現公園愛護活動団体等および代表者並びに運営委員の活動期間が令和5年3月31日をもって満了いたします。

改めて各公園愛護活動団体等および代表者並びに運営委員(各公園愛護活動団体等代表者の校区代表)をご推薦いただきたく、お願い申し上げます。

なお、ご推薦にあたりましては、2月3日開催の各区自治連合協議会定例会にて事前に公園名等を記載した「公園愛護活動団体等および代表者並びに運営委員推薦書」をお渡ししますので、推薦期限までにご返送くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

1. 推薦いただきたい内容

- ・ 各公園の公園愛護活動団体等および代表者(継続可)
- ・ 各公園愛護活動団体等代表者の校区代表である運営委員の方(1名)
※ 活動期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。

2. 推薦期日

令和5年4月30日まで

※ 活動期間に合わせて団体登録は令和5年4月1日付で行います。

3. 送付先

〒590-0803

堺市堺区東上野芝町1丁4番地3

公益財団法人堺市公園協会(担当:公園愛護会グループ)

問合せ・・・公益財団法人堺市公園協会(担当:公園愛護会グループ) TEL245-0070

(4) 第20回統一地方選挙における投票立会人及び会計年度任用職員(旧短期臨時職員)の推薦について (堺市選挙管理委員会)

第20回統一地方選挙につきましては、令和5年4月9日に執行される予定です。

<投票立会人について>

別紙により投票立会人をご推薦くださいますようよろしくお願いいたします。

1. 推薦していただく投票立会人について

投票立会人は、主に投票事務の執行を監視することで選挙の公正確保を図るという公益代表としての性格を有する重要な職です。推薦にあたっては、校区の事情に精通しておられる校区自治会のご協力が必要不可欠であり、公平中立な方のご推薦をお願いいたします。

- (1) 資格要件 選挙権を有する方。
- (2) 人数 2名 (1投票所)
- (3) 報酬額 15,000円 (うち213円が源泉徴収されます)

(4) 立会時間 7:00 ~ 20:00

※立会人のうち1名については、開票所への投票箱送致にご同行をお願いいたします。
なお、概ね21:00を目途に投票所へ戻ってきてもらう予定をしています。

※後日、法律に基づく「源泉徴収事務」のため、各投票所の投票管理者又は職務代理者がマイナンバーを確認させていただきます。

(平成28年度の参議院選挙以降に選挙事務に従事され、確認済の方は不要です。)

2. 提出していただく書類

投票立会人推薦通知書(別紙1)

3. 提出先 堺市東区選挙管理委員会

堺市東区日置荘原寺町195-1

東区役所企画総務課内

Tel.072-287-8200 担当 中川、中部、友兼

※お手数ですが、返信用封筒にて東区選挙管理委員会に令和5年3月3日(金)までに、ご返送いただきますようお願いいたします。

<会計年度任用職員について>

別紙により投票所会計年度任用職員をご推薦くださいますようお願いいたします。

1. 投票所に従事する会計年度任用職員の推薦について

校区で投票事務に従事する会計年度任用職員を確保していただける場合は、『投票所会計年度任用職員推薦通知書』(別紙1)を令和5年3月3日(金)までに東区選挙管理委員会事務局にご提出くださいますようお願いいたします。

2. 校区で投票事務に従事する会計年度任用職員の要件について

(1) 業務概要

ア 投票日前日 業務打合せ、投票所の設営(動きやすい服装でお願いします。)

イ 投票日当日 名簿対照、投票用紙交付、案内等各種投票事務及び投票所の後片付け(華美でない動きやすい服装でお願いします。)

(2) 年齢その他の要件

業務時に年齢満15歳以上(中学生不可、高校生等は可)で、投票日前日、当日の両日とも従事可能な方をご推薦いただきますようお願いいたします。

18歳未満の方を推薦いただく場合、『堺市選挙等従事者申込書』(別紙2)に必要事項を記入、押印のうえ、推薦通知書とともにご返送をお願いいたします。

18歳未満の方の投票日当日従事時間については、労働基準法により前半と後半で交替していただきますので、1人ずつ推薦をお願いします。また、従事には、親の同意書が必要になります。

(3) 報酬額

ア 投票日前日 2,560円

イ 投票日当日 14,336円 (うち184円が源泉徴収されます)

ウ 投票日当日(半日) 6,912円

※後日、法律に基づく「源泉徴収事務」のため、各投票所の投票管理者又は職務代理者がマイナンバーを確認させていただきます。

(平成28年度の参議院選挙以降に選挙事務に従事され、確認済の方は不要です。)

(4) 費用弁償

ア 支給対象者

徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上である職員であって、通勤のため交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤する職員

イ 支給額

i) 交通機関（鉄道、バス等）を利用する場合

往復運賃の額（上限 55,000 円）

ii) 交通用具（自転車、自動車等）を使用する場合

自転車等の片道の使用距離に応じて下記に掲げる額に、実勤務日数を乗じて得た額

下記の表は、一部抜粋であるため、15km 以上の場合は選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

片道の通勤距離	一般職員		
	自転車以外	自転車使用	
		市外居住者	市内居住者
2km 未満	0 円	0 円	0 円
2km 以上 5km 未満	100 円	150 円	200 円
5km 以上 10km 未満	200 円	250 円	300 円
10km 以上 15km 未満	340 円	390 円	440 円

iii) 交通機関を利用し、かつ交通用具を使用して通勤する場合

(i) と (ii) の合計額

(5) 就業時間

ア 投票日前日 午前又は午後の 2 時間 30 分（投票所により異なります。）

イ 投票日当日 6：30 ～ 20：30

（実働：13 時間 休憩：延べ 1 時間）

ウ 投票日当日（半日） 6：30 ～ 14：00（前半）

13：00 ～ 20：30（後半）

（実働：6 時間 45 分 休憩：延べ 45 分間）

(6) その他

ご推薦いただいた会計年度任用職員の方につきましては、後日、ご本人宛に発令通知書、投票事務の手引等を送付いたします。

会計年度任用職員をご推薦いただけない場合は、選挙管理委員会が契約する人材派遣会社を通じて人員を配置します。

<公営個人演説会の開催に伴う学校施設等の使用について>

公職選挙法 第 161 条第 1 項では、公職の候補者は、学校、公民館、地方公共団体が管理する公会堂及び市の選挙管理委員会が指定する施設を使用して、個人演説会を開催することができる旨規定しております。

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の第 20 回統一地方選挙におきましても、選挙運動期間中

の内3月25日(土)～4月8日(土)の間、学校等の公営施設を使用して公職の候補者が個人演説会を開催することが可能となっております。

公職の候補者は、個人演説会を学校等で開催する場合、各区の選挙管理委員会に申出を行うこととなっております。申出があった学校は、学校の授業、研究等の本来の行事に支障がない限り、使用の許可を行うこととなっております(公職選挙法施行令第116条・第117条)。

学校施設につきましては、学校本来の行事に使用する以外に、学校施設開放等により種々の活動をされる地域の諸団体等に使用許可されることも多く、また相当以前から日程の調整をされているものと思われます。

一方、公職選挙法では、選挙運動に関して種々の制限が加えられているところですが、その中で公営施設における個人演説会等の開催は、公職の候補者等にとって有効な選挙運動のひとつとなっております。

こうしたことから、法令の趣旨をご理解の上、何卒、学校施設の個人演説会の開催についてご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

問合せ・・・堺市選挙管理委員会事務局 TEL228-7875

(5) 堺大魚夜市における区自治連合協議会の魚セリ参加のご意向について (観光部)

堺大魚夜市につきましては、現在、令和元年の開催以来4年ぶりの現地での開催に向け、鋭意準備を進めております。

例年、7区の自治連合協議会様には魚セリにご参加いただき、伝統ある堺大魚夜市を盛り上げていただいているところですが、一方で、金銭的、人的ご負担をおかけしていることも承知しております。

そこで、令和5年度の堺大魚夜市の魚セリ参加につきまして、下記のとおり区ごとのご意向をお伺いたうえで、夜市の運営に反映させていただきたいと考えております。

なお、魚セリの参加・不参加に関わらず、各区自治連合協議会様には、引き続き、堺大魚夜市実行委員会にご参画いただき、住吉大社への奉納や式典へのご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

1.確認事項

令和5年度の堺大魚夜市の魚セリの参加意向について

2.回答をいただきたい時期

令和5年3月3日(金)の区自治連合協議会定例会において、区ごとの参加意向をお示しください。

3.今後のスケジュール

- ・令和5年3月3日(金) 各区自治連合協議会様からの回答
- ・令和5年4月7日(金) 市自治連合協議会定例会で令和5年度の魚セリの方向性の報告

問合せ・・・観光推進課 TEL228-7493

2. 事業説明案件

(1) ショッピングモール等駐車場の一時的な避難場所としての活用について

(危機管理室)

本市では、下記のとおり民間事業者と防災協定を締結し、大規模災害発生時には、大型商業施設の立体駐車場などについて、緊急一時的な避難場所として活用することを想定しています。

これらの防災協定の発動は、災害の規模に応じて、ライフライン及び物流の途絶、店舗の営業状況などを踏まえ、その都度協議し決定させていただくため、避難情報の発令に伴い開設する扱いにしております。

なお、上記以外にも、物資の供給、医療救護活動、緊急輸送活動等を補完するため、他の自治体や民間事業者と防災協定を締結しています。(詳しくは、市ホームページ：<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/kojo/bousaikyoutei.html> をご参考ください。)

今後も、大規模災害発生時の応急復旧活動体制の構築に努めますので、地域の皆様には引き続きご支援ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	立体駐車場等への一時避難にかかる防災協定の相手方
1	コーナン商事株式会社 (ホームセンターコーナン 堺市内各店舗)
2	株式会社イトヨーカ堂 (イトヨーカドー 堺市内各店舗)
3	株式会社ライフコーポレーション (ライフ 堺市内各店舗)
4	イオンモール株式会社 (イオンモール堺北花田・堺鉄炮町)
6	アークランド株式会社 (ホームセンタームサシ美原店)
7	堺東駅南地区再開発株式会社 (ジオルノ)
8	三井不動産株式会社 (三井ショッピングモール ららぽーと堺)

※大規模小売店舗立地法(小売面積 1,000 m²超)に基づき届出のあった店舗

※避難情報に伴い開設する指定緊急避難場所とは異なりますのでご注意ください。

問合せ・・・防災課 TEL228-7605

(2) 防犯灯電気料金支援金に係る確認届等の送付について

(市民生活部)

本市では、防犯灯を維持管理する自治会等の申請に基づき、認定基準を満たした防犯灯を市が認定することにより、その防犯灯の電気料金を市が関西電力㈱に直接支払う認定防犯灯電気料金支援制度を実施しています。

今般、令和5年度の防犯灯電気料金支援事業の実施に向け、令和4年度分の認定防犯灯につきまして台帳確認届を自治会等の皆様にご提出していただく必要があり、台帳確認届を区役所自治推進課から各单位自治会等に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○確認届送付時期 令和5年2月上旬～2月下旬

○提出先 各区役所自治推進課

○確認届提出期限 各区役所自治推進課から改めてお知らせいたします。

なお、今後、単位自治会等の代表者が変更された場合につきましても、必ず、同封の代表者変更届を各区役所自治推進課にご提出いただきますようお願いいたします。

問合せ・・・市民協働課 TEL228-7405

3. その他

(1) 自治会活動に関する職員アンケートについて

本市職員の自治会活動への参加状況を把握するためにアンケートを実施し、その結果をまとめました。

職員の自治会加入率は、アンケートの回答から、現在 62.3%となっております。

年代別で見ると、年齢が高くなるほど加入者が多い状況で、逆に 10 歳代・20 歳代は低い状況です。

居住形態で見ると、「持ち家」「借家」では加入者が多く、「賃貸マンション、アパート」「分譲マンション」は加入率が低い状況です。

「加入して良かったこと」としては、「住民同士の交流ができる」「興味や関心のある情報(行政情報・地域情報)が得やすくなる」「子ども向けの催しに参加しやすくなった」が多い状況です。

また、加入者・未加入者ともに「防災」の面で、自治会の必要性を感じていると回答された方が多く、大規模災害の発生時に不安を感じている未加入者の方が多いという状況がみられます。

今回の集計結果を踏まえ、市民協働課より全職員に対して自治会加入に係る通知を発出し加入を呼びかけるとともに、あわせて自治会活動への積極的な参加を呼び掛けます。

問合せ・・・市民協働課 TEL228-7405

(2) 堺市校区自治会活動推進補助金の見直しについて

見直し①

補助金をより柔軟にご活用いただけるよう、区分 1 と区分 2 の経費配分の組み替え可能範囲を、現行の 10%から 30%に引き上げます。

見直し②

区分 2 の防犯灯設置等事業の補助率を、現行の 2/3 から 9/10 に引き上げ、防犯カメラ設置等事業の補助率と統一します。

見直し③

支払いを証する書類(領収書の写し等)の提出について、現行では「全て(1 円以上)」から提出を求めています。これを「1 万円以上」に変更します。

なお、全ての領収書等の原本は、各自治会で保管していただくようお願いいたします。

見直し④

クレジットカード払いの提出書類について、現行では「通帳口座(クレジットカード支払者名義)、引落しページの写し、クレジットカードの利用明細の全てを提出」を求めています。他の支払いと同様に「原則、領収書の写し」に変更します。

問合せ先・・・市民協働課 TEL228-7405

4. 事務局連絡

(1) 令和4年度自治会活動推進功労者表彰式の開催について

日時：令和5年3月24日（金）午後1時から

場所：堺市役所本館4階 秘書課第2応接室

被表彰者： 岸本 啓司 会長（南区 三原台校区自治連合会）
山本 淳一 会長（東区 南八下校区自治連合会）
西尾 峯継 会長（西区 鳳校区自治連合会）
小林 義博 会長（北区 西百舌鳥校区自治連合会）

問合せ先・・・堺市自治連合協議会事務局（市民協働課） TEL228-7405

(2) 令和5年度堺市自治連合協議会会議日程(案)及び各区ふれあいまつり日程表について

- ・令和5年度堺市自治連合協議会会議日程表(案) (別紙1)
- ・各区ふれあいまつり日程表(別紙2)

問合せ先・・・堺市自治連合協議会事務局（市民協働課） TEL228-7405